

(第五部)

第五回参議院法務委員会會議録第十四号

(三五七)

昭和二十四年五月十六日(月曜日)午前
十時五十八分開会

本日の会議に付した事件

○弁護士法案(衆議院提出)

○出版法及び新聞紙法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○少年法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○人権擁護委員法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(伊藤雄吉) これより法務委員会を開きます。弁護士法を議題に供します。大野君の質問をお願いいたします。

○大野君一書 各條に移りまして御質問いたしますが、第五條の第一項「最高裁判所の裁判官の職に在つた者」とういふことでこれに対しては年限を制限してないのであります。願ひますと、最高裁判所の裁判官を任命されまして六ヶ月足らずして兼任せられた人があります。幸い弁護士でありましたからよろしいけれども、これが外交官或いは行政官というより人が若し兼ねられた場合にも、極端に言えば一ヶ月でも二ヶ月でも職にあつただけで弁護士の資格を附與するという事になりませんが、通常の場合を豫想すれば愛いなきものと思ひますけれども、法律に作る以上はやはり極端なる場合

も想像しなければなりません。従つてこの点について制限を設けなかつた理由を先ず伺ひたい。

それから第五條について法務総裁は除外されておりますが、法務総裁こそその最もふさわしきものの國務大臣中よりこれを選任することになつて、法律知識のあることを前提としておるよりに考えます。法務総裁はこれに含まれていないのはどういふわけか、第五條に關連してこの二点をお伺ひいたします。

○衆議院議員(銀治眞作君) 御質問のごとき問題は、この條文ができません。歴史の上で簡單に出た議論であります。誠に重大なる御意見であります。併しこれができました理由は、苟くも最高裁判所の裁判官として現在の選考方法によつて選考せらるる以上は、たとえ前身が外交官であるが行政官であるが、最高の法律と知識を有しておる者、こゝ認めない限りは選考しない筈である。故に苟くも最高裁判所の裁判官の地位に在つた人は普通通裁判官、檢察官にもなり得るし、又同様に弁護士ともなり得るという建前でなければならぬ、こゝいうことである。議論はありましたが、結局この規定が入つたわけでありませぬ。

次に法務総裁につきましては、今と同様の議論も立ち得るかも知れませんが、法務総裁の任命は内閣総理大臣の任命でありまして、ちよつと最高裁判所の裁判官の選任とは趣きを異にいたしました。従ひまして法律

を主とするよりも政治上に重点が置かれることもあるということ、これを入れなかつたわけでありませぬ。

○委員(伊藤雄吉) 今の大野君のお尋ねは、第一回のときの裁判官の選考方法と現在の選考方法とは違ふのかということ、現在内閣において直接やつておるわけですね、その場合でもという、御質問の趣旨はそういう趣旨であります。

○衆議院議員(銀治眞作君) 裁判所法の第四十一條を見ますと、「最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中から、これを任命」する、かように書いてありますから、たとえ選考方法が変更しても、法律の素養のある裁判官として、立派な素養のあるという大前提には変わりはないと思ひますから、差支ないと思ひます。

○大野君一書 次に第七條ですが、第一項の「外國の弁護士となる資格を有し、云々、その人は第三條に規定する事務を行うことができる」、その事務を行ふことができる「ために弁護士会との關係はどうか、それからその次の第二項ですが、外國人及び外國法とはどんなことであるか、その当該事件についての例を挙げて一つ説明して貰ひたい。外國人又は外國法に關して、第三條に規定する事務を行うことができる。例えは當事者の一方が外國人であるか、或いは外國人の訴訟代理人になることができるか、或いは又外國人の相手方の日本人の訴訟代理人となること

ができるのか、双方ともできるのか、又は外國法に信ひますが、その意味について一つ御説明を願ひたい。第七條について二点を伺ひます。

○衆議院議員(銀治眞作君) 私人からお答え申し上げます。只今の御質問のうち、「外國人又は外國法に關し」というのは、これは例えは表現としては、アメリカの弁護士の資格を有する者が、フランス人或いはフランス語に關してもできるよりにも読めるということをお説き下さるかと思ひますが、その点についての表現が必ずしも適切とは言へませんが、これは少なくともそういう場合は想像してあつて、そのような場合には三項で以て最高裁判所が「試験又は選考をする」という点で或る程度の制限ができる。こゝ考えて立案に當りました。又従つてその外國の弁護士の資格を有する者が、如何なる範囲でそのよりの第三條に規定する事務を行ふことができるかという点は、この事柄が外國人又は外國法に關すればよいのであつて、必ずしもその者の依頼にのみ應じてこれができるかと狭く解するのではなく、相手方が外國人である場合に、日本人の依頼を受けて、その鑑定或いはその相談に與かるということも十分に可能であると解しております。

○大野君一書 次に第十二條のしぼしば問題になりました第二項ですが、これは弁護士会において入会を拒絶することもできるし、拒絶しなくともいいだす意味ですか。その二項の未段は

そういう意味でよろしいのでございませぬか。

○衆議院議員(銀治眞作君) これはこの間ずいぶん議論したのですが、拒絶することができるといふのでありませぬ。併し特別に適正を欠く虞れのある者については拒絶できるのだ、こゝういふことを決めただけでありまして、大前提はどごまでも皆んな入つて貰ひ建前からできておる点であること御了承願ひたいと思ひます。

○大野君一書 從來もこゝういふことは弁護士会の自治においてと申しますが、弁護士会の内部的権限において、こゝういふものは是正されて然るべきだと思ひますが、從來まで当該地区で判檢事としていた人に対しては、弁護士会自身の権限ではよろしいので、こゝういふことが法律的の権を以て、弁護士会ができるというようにするよりにふりに考へるのでありますが、果して然らばこゝういふことをしなくとも、弁護士会自身が入会を拒絶する、或いは弁護士となつて登録してから、その業績が在任当時の間において何かいまわしきものがある。こゝういふ場合には懲戒の手段によつて弁護士会が処分することができ、こゝういふことにはなるのでありませぬ。敢て第二項を作らなければならぬ必要はない。先程の御答弁にもありませぬように、大前提としては歓迎する。こゝういふのであれば、むしろこの條文は充足であつて、その反面にまだ非常にこれは判檢事側を区別して、

弁護士会に對立するよ様な感情がある。この條文を作らなければならぬといふことも考えられませんが、この間も速記にありませんでした。法務廳の意見として考えれば、今までも判例が弁護士になることとすると、どうも弁護士会に對してお世辭を使う、しかもそのお世辭は弁護士会の幹部に對して使うのではない、特にこの資格審査会の委員なんかに對してお世辭を使い過ぎる。こういうふうなお世辭を使ひ過ぎる反面には、新らしくい

わゆる若き弁護士と、そういう委員との間の訴訟事件などにデリケートに影響して来る。こういうので、私はその方面のことも考慮しなければならぬと思ひますが、この方面についてはどうお考えになるか。或いは弁護士会側としては、非常に今までの弊害からこれを要求するでありました。併し考

えれば弁護士会側の今までの力が無いのである。こういうところ、それからこの力を弁護士会が強固なものになつて来ると、その力を以つてそこへその力を使つれば、法律にまでこれを制定する必要はないと思ひが、どうお考えになつておられますか。提案者の説明を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(銀治眞作) お説の通り現行法においても拒絶すれば拒絶し得るのであります。ところがこれはい

わゆる内部規定と申しますか、又規定がなかつたら内部の人の決議によつてこれをやるのでありますから、そこには一定の基準はありませぬ。従いまして、これによつて過去においていろいろ紛糾を生じた事実は我々も度々知つておるのであります。その關係か

らいたしまして、殆んど全國の弁護士諸君と申しても過言でない問題となりまして、是非ともこの点は明確に條文に入れて置いて貰ふなけりやならん。こういうことでこれが入つたのであります。ところが今おつしやる通り、成るべく刺戟をしないように又これがあるが故に、これを以て判例事たる者を阻害することがあつてはいかんと

いふので、いろいろ考慮の結果、現在現われたように、第一段階として入れるのであるが、悪い者がおつたら拒絶することが出来るんだ。その次は特にそれでもやらせることに特段の弊害のあるといふことの認められる處のあるものでなくちやいかんという、こういう制限をした。更にこれでも尙不服があるならば、連合会に不服の申立ができる。そして連合会では最終にはどう

しても本人の弁明その他の証拠等を調べた上でなかつたらこの決定はできん、この位に三段階までも制限を加えて、これを入れたわけでありませぬ。それからこれを入れるために、ボス

ができるというお話であります。これがまあ見方によるのじやないかと申します。これは見方によりませぬ。それよりかこの制限の範囲内だけでは拒絶することができないんだ。それ

でなかつたら拒絶できないのだという

の第七條は現行法第六條に大体照合するものでございませぬが、從來も現行法第六條といふものも活用が殆んどなかつたことと睨み合せ、將來の第七條はこの道を開きましたので、可なり適用をみるといふ場合も一應想像されるのでございませぬが、その実績に鑑みて、或いは特定の処置を講ずる必要があるかと思ひますが、この段階においては一應從來の実績から見て、少いだろうといふところから、最高裁判所の直接の統制だけでよろしいので、弁護士会は一應法律上の關係はないといふことに立案してあるのでございませぬ。

○大野第一君 外國人を優遇すること

はよろしいけれども、併し弁護士会と何ら關係がないといふことになる、又これは非常にどうかと思ひます。昔は三百代官名簿を持えたときには、まあ宣傳でありましたから、外國人の弁護士は三百代官名簿に載つておつたこと

は、あなたがちよい人ばかりでもないの

であります。又その外國の弁護士となる資格においても、日本よりはルズなところもあるもので、この点は弁護士会の監督を何らかの方法においてするといふのが、私は妥当と思ひが、將來

得ます。ただ常時勤務といふことになれば法務總裁も常時勤務であらうかと考えませぬ。

○大野第一君 次に二十六條ですが、

「弁護士は、受任している事件に關し相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない」といふふうになつております。ところがこれに加担した相手の弁護士はどういうふうになるかといふことは、これに表現されておるかおらないのか、お伺ひしたい。例えば弁護士が相手方から不正の金をもらひ、その不正の金を出した方はどうなるのか。その点を御説明を願ひたい。

○衆議院議員(銀治眞作) その相手の

方から不正の金を出した場合は今おつしやいませぬです。

○大野第一君 出た弁護士のこと

あります。不正の金を出した弁護士の

ことです。

○衆議院議員(銀治眞作) その場合は相手方の代理人が、相手方の代理として寄越す場合でしょう。

○大野第一君 そりや

○衆議院議員(銀治眞作) そりやれば、結局共犯になりはしませんか。共犯と見ていいのはありませんか。

○大野第一君 それではこの立法例は非常に今までの立法例と違つておるのであります。これは必要共犯の場合でありまして、必要共犯の場合に相手方を罰する場合には必ずこれを罰しなければならぬ。例えば、昔は贈賄罪について、おれは必要共犯であります、贈賄者側と收賄者側がある。收賄者を罰しておつたために、贈賄者側は罪に問われなかつたのであります。特に贈賄者側を罰することにいたしましたの

○衆議院議員(銀治眞作) 入ると心

○衆議院議員(銀治眞作) 入ると心

○衆議院議員(銀治眞作) 入ると心

り場合と一々おつしやつて頂きたい。最も特に適正を欠く虞れのある場合といふものを想像しないような立法をしなければおかしと思ふ。いろいろの場合を想像して立法するのでありますから、一々のことをおつしやつて頂きたい。

んと思ひます。凡そ弁護士が登録して誰でもお入りなさいといふことは当り前です。そんなことはどこに書いてある。これは法律論にはならない。その次には、公務員として在職中にいろいろ地位を利用することがあるかも知れないといふことであれば、凡そ公務員としてよくないことで、在職中に自分が今度退くとすれば、その自分の従前の公務員としての職務を本當に行なつておるものではないと思ふ。自己の現在の職務に忠実であるものであれば、そういうことをやることではない。そういうことは公務員の感情に反することでありまして、それは公務員の懲戒の問題になると思ふ。これは弁護士の方で御心配になることはない。凡そ國家の公務員としてそういう不都合は許すことはできないのでありますから、そういう概括のことではない、具体的なことを伺つておるのです。こういう場合にはどんなふうにして論議があつたか、裁判官でいろいろ実例があつたといふことを言つて頂きたい。私は弁護士でないから分らないが、私の上りた素人によく教えて頂きたい。こういう場合に弊害があつたから弁護士にこゝろい事柄があつたか。檢察官にこゝろい事柄があつたか。いかに拒絶して貰いたい、そういう必要があるならば、私が先だつても申したごとく、これは裁判官の方で監督しなければいかんと思ふ。檢察官の方で監督しなければいかんと思ふ。若しそれが必要であるならば檢察官と裁判官といふことに書こうじやありませんか。

○衆議院議員(松村眞一郎) これは度度申上げたのですが、今までも反対せられる方の論議は、こゝろい規定を設けて入会を拒絶するためにやるのではないかとこゝろいことが前提となつておつしやるようですが、決してさういふことではないのです。皆入れるんです。併しこゝろいようなことがあれば、これはこゝろいときだけは拒絶するかも知れんぞといふ規定であるといふことを先ず御了承願ひたいと思ひます。それから事例とおつしやいますが、事例の最も大きいのは、如何なる公務員であらうとも、在職中に自分の地位を利用したしまして、やがて弁護士になればその依頼者になるであらうといふものに、特別のコンネクションをつけるべくその公務を雇用し、若しくは恩に着せてやるというような場合を一般に想像しておるのであります。具体的な事例というならばいろいろありましようが、法律上の根拠はそこにあることを御了承願ひたい。その外にあるかも知れませんが、主としてそれでありまう。

外のことには必要ない。併し裁判官、檢察官の方で非常に反対があつたからはやかす。公務員と廣くしたことがそれがいけないと言ひます。はやかして立法するといふことがいけなない。眞剣に考へておるのです。漠然たることを考へて、すべての公務員が懲戒を感ずるといふような法律を認めるというのとば、私が主張するのは飽くまでも反対は反対なんです。予め今から言つておきます。曾てこゝろいことが判事にあつた、檢事にあつた、外の公務員にこゝろいことがあつたといふことをおつしやつて頂かなければ外の公務員は承諾することはできない。判事、檢事にこゝろい事例があつたとしても、他の公務員にこゝろい事例があつたならば承知しない。未だ事例がないことを弁護士法に掲げるといふことは、その他の公務員の名譽のために反対せざるを得ない。判事、檢事にこゝろいことがあつたならば解職されてよかろうと思ひます。監督不行届であるといふことを考へる。そういう意味において、判事についてこゝろい事例があつた、檢察官にこゝろい事例があつた、私は弁護士でないから分りませんが、それをおつしやつて頂きたいと思ひます。

○松村眞一郎 皆を入れるつもりであるといふようなことは、これはどこにも書いてない。そんなことは当然なことなんです。凡そ國民が或る職務を取らうと思つたとき、それを拒絶するといふことが原則であるといふことはあるべき筈がない。これは議論になら

○衆議院議員(松村眞一郎) 余り議論に亘ることは申上げたくないのです。私が、我々が、この規定を設けて一般の人を拒絶する意思でないといふ意味は、今松村先生のおつしやつたようなことであるならば、公務員であつた者が一年以内において当該地域において弁護士になることはできない。一年以内においてはこれを拒絶するといふ書

○松村眞一郎 只今の例でも明瞭であります。判事、檢事が在職中に手心を加えるといふことであれば、判事、檢事として職責を全うしてないのではありません。これは判事檢事として懲戒すればいい。在職中に手心を加えるといふことであれば、それから弁護士になつてから、曾て自分はその問題については関係しておつたのだから、俺に頼んだらよかろうといふことを言ふならば、それは弁護士として甚だよくないであつて、弁護士として懲戒すればいい。いづれからいしましても弁護士登録の場合の理由にはならん。今の御説明ならば、在職中に手心を加えるといふことは、公務員としてよろしいことをお考えになるのか。悪いとお考えになりましよう。それならば公務員全体の問題であつて弁護士の問題ではない。弁護士になつてから過去のことを振廻してやるといふことがあるならば、弁護士として懲戒すべき問題であるといふことになりまう。私は明確なる理由にはならないと思ひます。

る次第でありまして、一々具体的にどういふものがあつた、こゝろいものがあつたといふことはここで申上げかねますけれども、十分そういう弊害があり得ることは予想できると考へておるのであります。

○松村眞一郎 只今の例でも明瞭であります。判事、檢事が在職中に手心を加えるといふことであれば、判事、檢事として職責を全うしてないのではありません。これは判事檢事として懲戒すればいい。在職中に手心を加えるといふことであれば、それから弁護士になつてから、曾て自分はその問題については関係しておつたのだから、俺に頼んだらよかろうといふことを言ふならば、それは弁護士として甚だよくないであつて、弁護士として懲戒すればいい。いづれからいしましても弁護士登録の場合の理由にはならん。今の御説明ならば、在職中に手心を加えるといふことは、公務員としてよろしいことをお考えになるのか。悪いとお考えになりましよう。それならば公務員全体の問題であつて弁護士の問題ではない。弁護士になつてから過去のことを振廻してやるといふことがあるならば、弁護士として懲戒すべき問題であるといふことになりまう。私は明確なる理由にはならないと思ひます。

○松村眞一郎 只今の例でも明瞭であります。判事、檢事が在職中に手心を加えるといふことであれば、判事、檢事として職責を全うしてないのではありません。これは判事檢事として懲戒すればいい。在職中に手心を加えるといふことであれば、それから弁護士になつてから、曾て自分はその問題については関係しておつたのだから、俺に頼んだらよかろうといふことを言ふならば、それは弁護士として甚だよくないであつて、弁護士として懲戒すればいい。いづれからいしましても弁護士登録の場合の理由にはならん。今の御説明ならば、在職中に手心を加えるといふことは、公務員としてよろしいことをお考えになるのか。悪いとお考えになりましよう。それならば公務員全体の問題であつて弁護士の問題ではない。弁護士になつてから過去のことを振廻してやるといふことがあるならば、弁護士として懲戒すべき問題であるといふことになりまう。私は明確なる理由にはならないと思ひます。

連絡及び監督に関する事務を行うこと
を目的とする公的の機関ではありません
が、その運営は法律でその会の自治に
委ねられ、何人からも行政上の監督を
受けることなく、又何人に対しても法
律上特段の責任を負うことはない完全
な自治機関であると考へておるのであ
ります。尤も憲法七十七條の規定によ
りまして、最高裁判所の規則制定権の
範囲に属する事項につきましては、そ
の統制に従わなければなりません、こ
れもその監督に服するという関係に
立つものではないと考へられるのであり
ます。かような特殊の性格を日本弁護
士連合会に與えた理由は、この会が高
度の法律専門家である弁護士のみを以
て構成される自治機関である事實に鑑
みまして、外部からの統制を要せず、
これに自立権を與えるに何ら不都合が
ないと考へられるのであります。

尙予算のことに關しましては、現在
この法案においては、國家の事務を
取扱わないことになつておられますが
故に、國家の予算を賣うことなく、こ
れ亦弁護士士の全くの自治において賄
う建前になつております。併しこれを賄
うに鑑みましてどうかということにな
れば、相当考慮すべきものがあると思
うのであります。なか／＼弁護士自身
が今まで法務廳でやつておりました
沢山の行政事務を引受けてやるという
ことになりますると、事務費及び人件
費等において容易に負担ができません
し、又弁護士会という公的の性質から
考へましても、國家の事務上弁護士会
が取扱つてよろしいというものがあ
ると考へます。従ひまして、私自身と
しましては、それらの事務を、それら
の公務を弁護士会が取扱ひ内閣からの予

算を買つてやつた方がよいのじやない
か、かように考へております。その一
つは、今問題になつておられます司法
試験であります。これはいろいろ議論
もありましたが、法曹一元の原理から
考へまして、弁護士会がこれを取扱う
ことを最も理想とし、又實際において
もよろしいものと思へられるのであり
ます。その外に考へられるのは、今法
務廳でやつておられます人権擁護局の
仕事も、弁護士会においてやること
が最もよいのではないと思ひまして、
できるだけ早く一つそれらをやれる内
容に改めて、一日も早く弁護士会へ移
るのがよいのじやないか、かように考
へております。これが移りますと、自然
國家の事務を掌るのでありますから、
これに關する予算も弁護士会で賣つて
然るべきものであらうと考へるのであ
ります。そのいたしますと、その予
算の範囲内において、國家からの監督
を受け、又議會に對して責任の
あるものと思へるのであります。でそ
の場合においては、やはり今の最高裁
判所と同様に、内閣に直屬して内閣を
通じて予算を得、内閣を通じて議會に
責任を負うということになるのが最も
ふさわしいのじやないかと、かように
考へております。これは少し行過ぎた
議論かも知れませんが、御質問の趣旨
もありましたので、私の意見を申し添
えて御答弁に代えます。

○兼井連署 只今の御答弁で、原案
作成者の御意図は分りましたが、ただ
一点確めて置きたいと存じますこと
は、日本弁護士連合会が、國法上完全
な自立機関であつて、他の如何なる機
関に對しても責任を負わず、又他の如
何なる機関よりもその監督を受けるも

のじやない、と申しますことは、現在
の憲法上、國法の構造上といひますか、
行政権というものの建前上、憲法上に
おける建前上、そこにいささかの疑問
もなく考へられておられるのか、相当の問
題があると思へておられるのか、その
点確めて置きたいと思ひます。

○兼井連署(續前答) この建前
の法案を出した以上は、これ
で差支えないじやないかと、前掲の
下に出したことは間違ひございませ
んが、實際上においては、と考へる
点はなきしにもあらうと考へます。併
し出した意思はこれでいいものだとい
うので出したわけでありませぬ。

○大野第一 今の点に關連して一、
二お伺ひしたいと思ひます。本院
の要求によりまして、英米弁護士会制
度のあれを配付下されましたが、これ
は簡單でありますけれども、これは明
瞭であつて深く感謝いたします。これ
によりまして、英米の共通しておる
点は、法曹一元ということでありませ
ぬ。法曹一元ということは弁護士から判
事を取るといふことが最もよろしいと
いうことになつておるようでありませ
ぬ。そこで今回の法案として司法試
験法案が提出されて参りました。これ
によりまして、この試験は法務廳が主
催する、こゝういふことになつてお
すし、一面最高裁判所側からは、最高
裁判所の方に主催して貰いたいとい
ふ強い意見があります。併し私は共に
この両説に心から賛成して貰いたいで
あります。この法曹一元化をするた
めには、弁護士会がこの司法試験を主
催して、尤もその試験委員、その他に
ついでには三者合同することはいひが、
原則的には司法試験を弁護士会が行

り、そして弁護士として何年かを経
過せられた後判事にと取るというの
最もいいことだと思ひますが、今度の
弁護士法が通過しまして、そして日
本弁護士連合会が鞏固なものになつた
ときは、この試験を主催するだけの覚
悟と用意、それだけの充實をするつも
りであるかどうか、將來はそれに向つ
て方向付けられることを覚悟してお
れるかどうかということ、一應お聞
きして置きたい次第であります。

○兼井連署(續前答) 全く我々
も同意でありまして、私も弁護士の一
人ではあります、その責任を、こ
こで以てお答するわけに行きませぬ
けれども、弁護士会の方とも話をしま
して、一日も早くその実現に當りたい、
又當つて賣うように我々の方から弁護
士会へ希望しておるのであります。又
弁護士会の方でも是非するように進め
たいという話であることを附加して申
上げます。尙この司法試験の場合にお
いても、今大野委員のおつしやる通り
私も主張いたしましたところ、法務廳
においてもすべて同意であります。そ
こでそれならば今直ぐやつたらどうか
というか、その準備ができないとい
うならば、それはやるまでの暫定なの
か、こゝう言いましたところ、勿論暫定
と申上げるより外ないといふ答弁で
ございましたので、そこで我々はこの司
法試験も暫定であるならば、どこでや
つてもいいのじやないか。そうすれば
むしろ煩雜なる行政事務だから暫くの
間行政府としたる法務廳でやつて貰
つたら如何かとかように考へて原案を支
持して来たのであります。

○大野第一 これは全く蛇足であり
ますが、今私は司法試験と申しました

が、司法修習生研修所も又當然のこと
と思ひますが、如何でございませ
ぬか。

○兼井連署(續前答) 御説の通
り勿論それがなかつたら意味をなしま
せん。

○兼井連署 第七條についてこの前
質問いたしましたのでありますが、この法
律の規定によりまして、今の第七條の
一、二項に該当する人については、そ
れが業務としてやつておる事実上、弁
護士と同一職務をやつておつても、弁
護士会からは何らの指導も監督もこれ
を行つ道がないように感ぜられるので
あります。これを何らか弁護士会と
の關連をつけまして、日本弁護士連合
会から監督指導するようにする必要が
あるのじやないかということをお前
伺つたのであります。併しこれに鑑み
まして、弁護士名簿に準ずるようなもの
必要なんじやないかというようなこ
とお尋ねしたのであります。併しこれ
について……

○兼井連署(續前答) 只
今の御質問は先程大野委員から大体同
じような御趣旨の御質問がありました
のでお答したのであります。併し、この
外國の弁護士となる資格を有するもの
についての弁護士事務を取扱わせるこ
とについては、一應原案では最高裁判
所がこれに對して試験し、或いは
その後の事務を取扱ふといふつもり
で立案してございませぬ。成る程お説
のように日本弁護士連合会がタッチしな
いといふことは、將來不都合のあるこ
とを想像されるのであります。これは
現行法の第六條の精神をそのまま本
法に採入れたのですが、現行法第六條
というのには現実に殆んど動いていな

六

ことを禁止してゐるのであります、表現に多少或いは読み辛いと思ひます、改めて法文を交えなかつたという次第でございます。

○松井道夫君 最後に一点お尋ねして置きたいことは、滿洲國で弁護士士の資格があつたといつた關係の人物、例へば七條の適用を受けることがあるののでございませうか。

○衆議院法務部(藤原忠男君) その点は研究して頂きます。

○衆議院議員(飯沼真作君) 先程の私の發言中、裁判官及び檢察官で在職中その地位を利用して將來の弁護士としてのコンホクシオンに攻撃に邊がなかつた」といふことは余りおだやかでなく、如何にも裁判官がそつういふことをやつておるよう取られますから「遺憾ながらさういふものがあつた」といふふうに訂正いたします。

○委員(伊藤修君) 諒承いたしました。なお今の答弁の保留の分は後で願ひます。午前はこの程度にしまして、午後一時から開会いたします。

午後一時五十分閉会
○委員(伊藤修君) これより引続き會議を開きます。

出版法及び新聞紙法を廢止する法律案を議題といたします。速記を止め

午後一時五十分速記中止

午後二時十二分速記開始

○委員(伊藤修君) 速記を初めて。それでは今の二点について……。

○政府委員(堀山内市君) 先般出版法

及び新聞紙法を廢止する法律案の御質問の中に、大野委員からの御質問は、本法が廢止せられた場合において、社會の秩序のために、新しくこれに代るべき法案を用意しておるかどうかといふお尋ねであつたのであります。仰せの通り、本法が廢止せられた後は、おける社會の秩序、いろ／＼な点を考へてみまするといふと、不安の点もな

いことではないのでありますので、司令部とも打合せを踏まへて、近い將來に何らかの時機に適合いたしまして、より取締法案を作成いたしてみたいと考へておるのであります。以上御答弁申上げておきます。

○委員(伊藤修君) 只今の御答弁でよろしうございませうか。他に御質問ありませんか。

○松村眞一郎君 元來表現の自由といふことは、憲法において非常に重要視してゐるのであつて、新聞紙法とか、出版法とかいふことについては、憲法と共に、一應は法律を作ることが必要だろつと私は思ふのです。で今このG H Qの關係がありますが、今殊に日本は占領下にあるといふ關係を考慮いたしまして、新聞紙法、出版法といふ、成文とか不文とかいふことを止めて考へても、何らか新聞紙法、出版法についての上のべき法規がなければならぬといふことは、これはどうして憲法の存する以上は當然のことであると思ひます。そこでただ然然として廢止だけいたしておいて、後のことについて何らの明確な方針を示さないで置くといふことは、どうも無法律状態に非常重要な事項を置くことになりま

すから、政府としてはもう少し進んだ

決心を以て、案件の速やかなる結末を得るについての御行動が必要ではないかと思ふのです。どのくらい程度に從來御相談になつておつたのでありますか、どのくらい時期にそつういふものができるのぞございませうか、或いは或る程度の概括的のよつたことを決めて置く、細目は何か政令に譲るとか、便宜的な措置をとるとか、何らか具体的な御用意が必要じゃないかと私は思ふのです、もう少し具体的な御考慮はないのであります。そつうしませんと、如何にもこつういふ大事なこと

をただ進行が困難であるから、暫くそのまゝにしておるといふよりな態度では、國民に対して十分な申し開きができないのじやないかと私はこつう思ふ。もう少し具体的な御行動のお心算があるべき筈だと思ふのですが、如何です、その点は……。

○政府委員(岡崎一重君) 昨年法務部が設置いたされまして、調査意見局、第一局、第二局といふものが置かれたのであります。第二局長が御就任になりまして、最も大きな問題といたしまして、第二局長みずからこの問題をお取上げになつて、新らしい廢止法律に代るべき法案を検討いたしましたのでございませう。そつうして外國の立法例あたりも検討いたしまして、憲法の趣旨に副いまして、表現の自由といふものは基本的人權として最も尊重されておる、事前検閲といふものは憲法の趣旨から申しまして、これは避くべきこと

のよつたことを考へまして、いろ／＼検討いたされまして、大体の基本的な方針はお決めたやうでございまして、關係方面に御折衝になつたのでござい

ます。先程政務次官からお答申申

上げましたよつたに、關係方面におきましても、はつきりした御見通しと申します。かを結局お持ちになりませんで、取捨の方策としては現行のこの停止されておる二つの法律を廢止する、その後については追つて研究いたすといふよつたお話がございまして、法務部

といたしましては、一應の検討はいたしておりませうけれども、実はまだ編まつた法律案といふところまでは持つて参ることができなかった次第でござい

ます。併しいろ／＼材料が集まつておりますので、只今政務次官がお答申いたしましたよつたに、新憲法の線に副う新らしい出版、新聞紙に關する法規を作る必要があることは、只今松村委員

なり、他の各委員の御意見通りでございませう。法務部といたしましては、早速具体的な案文を作ること着手いたしたいと、かよつたに考へております。

○大野幸一君 この提案理由によりまして、出版法及び新聞紙法は、昭和二十年九月二十七日附連合國最高司令官覺書によりその効力を停止されたが、今般これらを廢止するとともに、云々とありまして、現在その効力が停止されておるものであります。従つてこれに代るべき取締は、被占領國としていゆる連合國のプレス・コードによつて現在において取締られる可能性があるよつたに考へますが、どうでし

ようか。

○政府委員(岡崎一重君) 現在の環境におきましては、大野委員の御説の通りだと思ひます。実はプレス・コードによつて占領軍が必要とせられる範圍におきましては、現在言論……と申しますか……に對して或る程度の規制が行われませう關係上、強いて早急に法律

案を提案する具体的な必要がないよつたに關係方面でお考へてはならないかと考へる次第ですが、そのプレス・コードの存在とは別に、私共といたしましては、我々自身の法規を作る必要があるといふよつたに考へております。

○松村眞一郎君 元來こつういふ重大な問題は、政府といひますか、内閣の方だけに一任する問題ではないのであります。立法府としての國會自身も考へなければならぬと私は思ふ。そつういふよつたに考へまして、政府の方でございませう資料は或る程度こつういふ議會に、未定稿のものであつても、この程度のお示しになつて、内閣の方でも考へるし、國會の方でも議院は議院として考へるといふことにならざるべき順序の方が適當じゃないかと私は思ふのであつて、内閣に全部お任せするといふ考へでこつて質問しておるのではない。あつていふ場合は何らかのやほりこ

こまでのものができておるとか、外國の事例もありませう、そのくらのことをやはり中間的の資料はやはり御提出になつて、我々も併せて一緒に考へるといふ態度を取つて頂きたいと思ひます。若し或る程度進まつておるならば、適當の時期に御配付願ひたい。非常に大事なお問題でありますから、そつういふよつたにお願いいたします。

○政府委員(岡崎一重君) 松村委員のお考へに全然同意でございまして、或るべく早い機会に私共が手許に御配付しております資料をお手許にお届けいたすよつたにいたしたいと存じております。

○鬼丸義實君 政府としては、これはもうすでに同僚諸君からいろ／＼熱心

な御意見を承つて、政府としては、これはもうすでに同僚諸君からいろ／＼熱心

な御意見を承つて、政府としては、これはもうすでに同僚諸君からいろ／＼熱心

な御意見を承つて、政府としては、これはもうすでに同僚諸君からいろ／＼熱心

な御意見を承つて、政府としては、これはもうすでに同僚諸君からいろ／＼熱心

な御意見を承つて、政府としては、これはもうすでに同僚諸君からいろ／＼熱心

な御意見を承つて、政府としては、これはもうすでに同僚諸君からいろ／＼熱心

なる質問があられたことと思ひますが、私ちよつと失礼しておりましたから……この両法案を廃止いたしました。國內の秩序を保つて行くというこ

しては或る程度の罰則によつてこれを是正して参るといふ方向を取るが、現在までの日本の國內の言論の

もなく、手放して以てそのまゝ我々に賛同せよといふことは本當に安心がで

そのほかの各委員の御要望に副うよう

に困難な地位に置かれると思ひので

○政府委員(岡咲一君) 新聞紙法、出版法が停止されまして、現在までの

○松村眞一郎君 元來この効力が停止

○委員(伊藤修君) 只今の御提案は

○委員(伊藤修君) 私も全然松村委員の御

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○政府委員(岡咲一君) 新聞紙法、出版法が停止されまして、現在までの

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○政府委員(岡咲一君) 新聞紙法、出版法が停止されまして、現在までの

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○政府委員(岡咲一君) 新聞紙法、出版法が停止されまして、現在までの

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○委員(伊藤修君) それでは先般政

○委員(伊藤修君) それでは先般政

るかという説明を求められておるので
すから、それに対する政府の答弁をお
伺いするわけですが、それでは本
案に對しましては後刻に譲ること
にいたします。

○委員(伊藤修) 次に民法等の一
部を改正する法律案を議題に供しま
す。この法案に對しまして、前回は引
続き質疑を継続いたします。

○委員(伊藤修) この法案の提案があり
ます。この機会に私はお尋ねいたした
いと思ひます。民法の全面的な改
正について政府の方では用意されつ
つあると聞いておるのですが、その全面
的改正についてはどういふ程度になつ
ておりますか、この際伺つて置きた
いと思ひます。

○政府委員(岡崎一重) 法務設置
法の改正の中にござる以上に、法務
總裁の附屬機關といたしまして、法制
審議會を設けるということになつてお
る次第でございますが、その法制審
議會に民法部会とでも申しますか、或
いは民事部会というふうなものを設け
まして、その審議會におきまして、一
つ根本的な御検討を願いたいとかよう
に考へておる次第でございます。それ
から政府の部内の事務といたしまして
は、調査意見第一局におきまして、是
非とも民法の改正のための資料を蒐集
いたしたいと考へまして、いろいろ各
方面にも連絡し、或いはその意見を求
めておる次第でございますが、まだ
基本的な方針は現状ではまだ確立され
ておらないのでございます。ただ基本
的な方針と申しますか、要綱或いはそ
れに準ずるようなものはまだ作られて
おらないのでございます。併し新憲法
の趣旨に副いますように、又現下にお

ける社会一般の私法關係というものに
適應いたしますように、總則、物權、
債權というものを修正する必要がある
ことは私共十分に認めておるのでござ
いまして、全面的に一つ検討いたすべ
く、目下材料を蒐集いたしておる状態
でございます。

○委員(伊藤修) 全面的に民法の改正
は、新憲法に關わらないということが理
由に一つあるでありましようが、主と
して早急にこれを解決するにあざれば
この法規の存在が意味をなさないので
ならず、却つて國情に關われないとい
ふことについての著しい法務總裁の方では
例証としては、凡そどういふところを
狙つておるのかをこの際伺へまするな
らば幸せと思ひます。

○政府委員(岡崎一重) これは非常
に重大な問題でございます。多少私
見に亘るようなことを申上げて恐縮か
と存しますが、現行の民法はすでに
十分御存じのように、フランス法或
はドイツ法、特にドイツ法を中心とい
たしまして、大陸的な法制を受継いで
おる次第でございますが、大陸法系
と英米法系とは非常な大きな対立を
たしております。日本の今後の開
係を考へますると、私法方面におきま
しても、英米法の影響、或いは英米法
との接觸というものは甚だ種々参る
のではないかと思ひます。従いまして
法典の機構、形という面から申しまし
ても、大体英米法のいろ／＼、新しい
制度というものが民法の中に入られ
れるというふうな相成るのではないか
と存じます。それからこの民法の性格
という点から申しますと、大体十九
世紀の終り頃の立法でございまして、
主として個人中心と申しますか、規定

全体が極めて個人的な規定が多ござ
いますので、或るべくこれを社会的な、
社会連体とでも申しますか、みんなの
力によりまして社会全体をよくして行
くというふうな、社会協力的な、連体
的な、社会的な法制というものが移つ
て行く必要があるのではないかと
考へておる次第でございます。その
ふり考へる次第でございますが、
いづれにいたしましても、民法の法典
自体は甚だ古色蒼然たるものがござ
いますので、折角この成文法であります
以上、或るべく新しい時代の要求な
り、新しい時代の現実に即應するよ
うに改正いたしたいと、かように考へ
ておる次第でございます。

○委員(伊藤修) お手許に参つて
おりますものは、衆議院でこの法案に
ついて修正されたものであります。第
五〇七条第一項第六号を次のように改
めらる。第六号とありますが、その次へ「第
六百八十八條第二項中「一ヶ年間ニ受
け可キ總額ノ四分ノ三ヲ超過スル部分ニ
限リ」を其支拂期ニ受クヘキ金額ノ四
分ノ二ニ限リ」に改める。」という修
正が加わつております。これは衆議院
において修正されて回付されたもので
あります。この修正について政府から
一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡崎一重) 民事訴訟法
の第六百八十八條は先だつての國會にお
きまして修正いたされた規定でござ
いまして、実は政府といたしましては、
必ずしも修正をいたさないでも解釈上
十分修正のような解釈が許されるので
はないかと、かように考へておつた
のでございます。が、關係方面の示唆が
ございまして、或るべく法文に明かに
すべきであるというお話で、衆議院に

おかれましてかように修正いたされた
次第でございます。現行法によりま
す。ここにありますように、一ヶ年間
に受くべき總額の四分の一であれば、
如何なる時期においてもその四分の一
の金額に満つるまでは、差押えが許さ
れるように解釈する虞れがありますの
で、各支拂期において、受くべき金額
の四分の一だけが差押えになるという
ふうに明かにいたしまして、勤勞者の
生活を保障いたすように明確にいたし
たわけでございます。

○大野幸一君 この差押制限につ
いて、昔はこういふふうに記憶してお
るんですが、最低の金額は差押えられ
ない。いわゆる基礎金額は差押えられ
ない、かように記憶しておるんですが、
現在はこの法案によりますと、その点
はどうなつておりますのか。

○政府委員(岡崎一重) 大野委員の
お尋ねでございますが、差押禁止物
といたしまして、五百七十條にそれぞ
れ規定がございまして、官吏或いは神
職、僧侶、或いは教師といふような者
については、その収入の一定額という
ものは差押禁止物ということになつて
おるんですが、民事訴訟法の五百七十
條の第六号では、官吏、神職、僧侶或
いは学校の教師といふふうに限定され
ておりました。六百八十八條の第五号、
或いは第六号にございまして、
「職工、勞務者又ハ雇人」といふ者の受
くる労働の対價たる報酬といふものに
つきましては差押禁止物となつておら
ないわけでございます。たとえて申し
ますと、五百七十條によりますと、
「債務者及其家族ニ必要ナル三ヶ月
間ノ食料及ヒ薪炭」これは第二号で
ございまして、こゝにいうものはその債務

者の生活を保持するのに最小限度の生
活資料として差押を禁止いたしてお
るんですが、これが受取つた俸給とい
ふことになりますと、官吏或いは神
職、僧侶、学校の教師といふ者ならば、
これは一定の金額に限りまして差押を
禁止いたしておるんですが、今申しま
した職工、勞務者或いは雇人の賃金は
全然差押禁止物になつておらないの
で、苟しくも手許にそれがあつた場合
にこれは無條件に差押えられる債權の
状態である場合には、六百八十八條に
つて保護されるという關係になつてお
るわけでございます。従いまして、そ
こに多少の均衡を欠いておりますの
で、五百七十條を本法で修正いたそう
といたすわけでございます。

○松村眞一君 葬式の費用と雇人費
用との關係であります。提案理由の
中には、民事訴訟法の二百九十五條を
引いて「二百九十五條の葬式の問題
は如何なる關係になるのか、ちよ
つと私には分らないので教えて頂き
たいと思ひますが、私の直感しますとこ
ろによりますと、二百八條の中で、葬
式の費用は「債務者ノ身分ニ應ジテ爲
シタル葬式ノ費用」といふようなこと
があり、第二項に扶養すべき親族の分
までも先取特權を認めておりますが、
或いは身分に應じてといふふうなこと
でなく、葬式の費用といふものを誰に
でも共通の程度の葬式の費用というこ
とにして、そうして扶養すべき親族の
分は除いてしまふという程度の改正で
どうかといふような工合に思ふので
すが、やはりこの葬式の費用といふもの
は、何とかして片づけなければならん
問題がそこに差迫つておるのです。な
らういふ關係から言つと、葬式の費用

の生活を保持するのに最小限度の生
活資料として差押を禁止いたしてお
るんですが、これが受取つた俸給とい
ふことになりますと、官吏或いは神
職、僧侶、学校の教師といふ者ならば、
これは一定の金額に限りまして差押を
禁止いたしておるんですが、今申しま
した職工、勞務者或いは雇人の賃金は
全然差押禁止物になつておらないの
で、苟しくも手許にそれがあつた場合
にこれは無條件に差押えられる債權の
状態である場合には、六百八十八條に
つて保護されるという關係になつてお
るわけでございます。従いまして、そ
こに多少の均衡を欠いておりますの
で、五百七十條を本法で修正いたそう
といたすわけでございます。

になるということが少年院の運営に当る方に取つては非常に困難を伴つておるといふ現状でございます。結局十三歳未満の者のような小さな子供は強制力を建前とする少年院に送るといふよりは、養護施設というものが適當では

ないか。養護施設をどうしても或る期間何か拘束しなければならんといふときには家庭裁判所の決定を待つてやるというふうにいふと、それが今度の少年法、少年院法を通じての関係でございます。

○官廳タマヨ君 実はそれと裏表かも知れませんが、児童福祉法が年齢を上げて十八歳以下に延びたのでございますが、その延びたときに、

○政府委員(審判三郎君) 親護所で、東京の親護所は平均毎月百七十人くらいに少年を收容しておつたのであります。ところが本年は昨年末切替に際しまして、法務廳といたしましては、審判所から親護所當時の出張所、少年院の出張所に送られて来たものを全部処理いたしました。全然零にして家庭裁判所から送致された者を收容することにしたのであります。本年三月十二日、少年の放火によつて全焼するまでの統計を見ますと、昨年の百七十人に対して二百五十人といふ数に上つております。而もその二百五十人の内容でございますが、御承知のように従來の少年中特に悪質なる

少年は、檢察が起訴いたしました、拘留所に拘留せられておつたのであります。今度は檢察が起訴できませんので、全部家庭裁判所に廻ります。さうな關係で、昨年度は東京の拘留所に入つておつたであろう少年が皆親護所に入つてゐる。施設は従來通りの設備なものであるといふ点に非常に問題の根本原因があるように觀察いたしております。そのために本年度の予算においても或る程度の予算を頂戴いたしましたので、至急整備するように努力はいたしますが、何と申ししても相当の日月を要しますので、その間今度の少年法、少年院法の改正によりまして、特に犯罪を犯して逃走の虞れのあるといふ者につきましては、慎重選別をいたしまして、止むを得ざる者については拘留監の一部を復活いたしました。それに代用するといふよりな便法を講じたいと存じまして、少年院法の改正をお願いする次第であります。

○官廳タマヨ君 少年院の考査室は使われておるのでございませうか。
○政府委員(審判三郎君) 一時余り使われないような方針が最近まであつたのであります。今後の問題は、或る期間はどうしても考査室を使うのがよいのではないかと考えております。

○官廳タマヨ君 その考査室をそつくり悪質な犯罪少年に充てるだけでは到底足りませんか。
○政府委員(審判三郎君) 最近でございましたものにつきましては、殆んど考査室といふものがございせん。と申しますのは、保護團體やら、軍の施設といふものを轉用いたしました。急速に増設いたしました關係上、考査室が非常に足りない、殆んどないところが

大半でございます。勿論そのような法が改正せられましても、少年に對して刑務所の門を潜らせるといふことは非常に問題である。私共もこれについては非常にいへない議論をいたしまして、最近まで決意がつかぬかつたのであります。最近の家庭裁判所のやり方と比べて、かような方法を講じなければ實際の運用の上においてどうなるかと申しますと、檢察からの意見によつて二十四時間以内処理をしなければ皆親護所に入れなければならぬ。ところが親護所はない。そつくりいまして、どういたしまして起訴をどん／＼従來通りやる。こつくりいことになりまして、結局少年法を改正した根本の趣旨に反する結果になりますので、そこで家庭裁判所は十分一つこの点を考慮して貰いたい。そつくり私共の方におきまして、これを輕々に少年をかなりな便法ができたからといって、拘留監に入れることは是非とも避ける。併しどうしても止むを得ざる場合には、何らかやばりかような手段を講じて置かなければ附い得ない。又全然東京のようになければ現在元の處止せられた保護團體等に二、三百も、新日本學院においては二、三週間の状況であります。百八十人くらい收容してゐる。又仁泉堂においても集團逃走したといふようなことで全然逃してしまつたといふようなことで、警察方面からも非常に苦情が来るといふのであれば、どうしても止むを得ないものはやはりかような便法が必要であるといふことでありまして、提案をした次第であります。運用につきましては、十分慎重を期したいとかやうに存じております。

○官廳タマヨ君 親護所の施設が非常に脆弱でもございませうし、收容が過剰でもございませうし、職員不足とか質の問題なども勿論ございませうと思ひますけれども、この際私共の一番考へたいと思ひますことは、目に見えざる物的原因よりも、目に見えないところに相當原因があるのではないかと考へておられます。といふのは、今度でございませう拘留監の一部分をその收容の場所に充てるなんといふことになりまして、非常にそこが子供の取扱いが実は愛の法律なんと申しておりますけれども、實際の取扱上は未決拘禁所だったり、懲治所といふような思想が流れておるやうな感じがございませうために、却つてあつて不祥事を起しまして、結局は子供の少年の保護といふことより行刑のために入れるやうな感じがするのでもございませう。でございませうから、或ることをならば刑務所の門を子供が潜れないやうな工夫が何とかできないものか。こつくり法律が通りましてしましても、できるだけこれを使わないやうにして、そつくり考査室なんといふやうなものをもつと有効に活用が何とか、子供を本當に愛の法律で保護することといふやうに、その職員も、保護されま

す子供達も、そつくり親念に立つといふことが結局は子供を救つて行く、保護することに於けるのではないかと考へようと思ひますのでございませう。そこでも止むを得ない処置としてこれです。それとそつくり方ないかも知れませんが、二十六年の三月以後にございませうといふもの構想は決まつておいでございませうか。

○政府委員(審判三郎君) 親護所につ

ては、御承知のように十四歳未満の少年は児童相談所で一遍優先的に調査いたしました。これは到底現在の養護施設、教護院では間に合わないといふので、児童相談所、或いはその上の都道府縣知事から送付せられたものを少年

審判所が審理をいたしました。そつくり少年院に入つておつたのであります。現在の二百人といふのは、大体その時代に送致されたものであると思ひます。

○委員(伊藤修君) ちよつと御注意申上げて置きますが、この少年院法につきましては、やはり家庭裁判所で修正されておるから、お手許に修正プリントが配付済みでございます。

○官廳タマヨ君 第二十一條で何いたことがございませうけれども、その前にこの親護所最近いろいろ問題が起つておる原因はどこにございませうか。

○政府委員(審判三郎君) 親護所で、殊に東京の親護所にたゞ不祥事件を惹起いたしました。私共誠に申訳がないと存じております。その原因につきましては、我々としても職員側も十分今後更に緊張してやるように注意いたしておりますが、一面負担し切れない親護所に余りに多くの少年が入つたといふ觀察がなされるのであります。東京の親護所で昨年は平均毎月百七十人くらいに少年を收容しておつたのであります。ところが本年は昨年末切替に際しまして、法務廳といたしましては、審判所から親護所當時の出張所、少年院の出張所に送られて来たものを全部処理いたしました。全然零にして家庭裁判所から送致された者を收容することにしたのであります。本年三月十二日、少年の放火によつて全焼するまでの統計を見ますと、昨年の百七十人に対して二百五十人といふ数に上つております。而もその二百五十人の内容でございますが、御承知のように従來の少年中特に悪質なる

府縣知事から送付せられたものを少年
で、児童相談所、或いはその上の都道
府縣知事から送付せられたものを少年
五十人の内容でございませぬが、御承
知のように従来の少年中特に悪質なる
に増設いたしました関係上、考査室が
非常にも足りない、殆んどないところが
ございませぬか。
○政府委員(農務三郎君) 親護所につ

きましては、成人矯正局で管理いたし
ております関係上、詳細なことは承知
してございませぬが、私も少年矯正局長
といたしまして、その基本方針には協
力いたしておりますので、大体各府縣
には一ヶ所を作つて行く。そうして東
京、大阪、名古屋、神戸、こういふと
ころには相当数の少年を收容できるよ
うなものを作つて行きたい。そうして
さうな大きなところは予算と配合
せることとございませぬが、煉瓦作り
らしい作つて、そうして外見は余りい
つものではないとして、実際には逃走
は到底できない。そうして中庭見たよ
うなものを設けまして、レクリエーシ
ョンや、運動や、そういうものを取り
入れるようなこととするという上りな
ことで、現在設計などをいたしておる
状況であります。本年度一杯で全部を
作る予算はございませぬが、或る程度
の子算を頂戴してございまして、本年
中に重点的に必要な場所からどん
作つて行きたいというつもりでござ
す。又運用につきましてはお考えの通
りでございます。できるだけ少年を
温かい気持ちで收容するという方針で
くように考えてございませぬか。
○宮城タマヨ君 重ねて伺いますが、
親護所の中に鑑別所を併置しようとい
う構想はございませぬでしょうか。
○政府委員(農務三郎君) 親護所と鑑
別所は切つても切れない関係でありま
すので、親護所の一部に鑑別所を置く
ような考えでございませぬ。又場所によ
つては親護所と鑑別所の職員も兼務で
やつて行くという上りなことにござ
いませぬか。
○宮城タマヨ君 家庭裁判所の方の方

に伺うのが本当かも知れませんが、私
共見ましたところでは、少年審判所と
いうものが家庭裁判所に変わりましたと
いうことは、内容はちつとも変らない
と思つたのでございませぬが、実際に
取扱う人という、語弊があるかも知
りませぬが、非常に何と申しますか、
裁判所流のやり方に流れておるとい
うような傾向がございませぬか。そ
か。その一つの現れといたしまして、
あすこから親護所に送られましたり、
或いは病院にも送られるのだらうと
ございませぬが、そういうときに手錠を
めてあすこを出て、そうして道路を通
つておられます者たび／＼見かけた
という話がございませぬ。私も是非その実
物を見なければ話にならないと思つて
氣を付けておりましたこともござい
すけれども、私自身が氣を付けてお
りましたときにはそういうことに会いま
せんでしたけれども、この手錠をはめる
というものはこれから將來のある子供
達にとつては、これ以上の苦しみはな
いだらうと思つておるのでござい
ます。そういうことは一つ裁判所とい
つたよりな空氣が濃いのじやないかと
うふうに思つておられますが、如何で
ございませぬか。
○政府委員(農務三郎君) 従来少年審
判所は行政機関でございまして、同じ
司法省の一部にございまして、少
年院と少年審判所というものは非常
に親しい間柄で、自分が審判をした少年
が入つておる少年院にとき／＼出かけ
て行つて、少年の肩を叩いて元氣でや
つておるかと、いふような激励もし、
その間非常にうまく行つたのであり
まして、今度審判機能が裁判所に移
りましたら、さうな運用でやること

が是非必要であると存じまして、先般
も家庭局長に連絡をいたしまして、家
庭局長は元審判所長をしておられた方
で、その間の事情をよく御承知であり
ますので、先般ついで一週間のうちに
ございませぬか、全国の地方裁判所長、
家庭裁判所長の会合で、その点に家
庭局長から注意をして頂いた。そうし
て少年院、家庭裁判所などがござい
け協議会等を開いて、實際執行に当
少年院の実情という上りなもので十分
知つて貰えるように、その上で適切な
審判をして貰うように、その上で適切な
においても指示をされておられますの
で、さうなことで行きたいと思つて
おられます。
○宮城タマヨ君 これは少年法二十五
條から来ておるのでございませぬか
が、試験観察に付されておられますの
が、随分数の点においては多いのでござ
いませぬ。全国の統計を見ますとい
うと、一月以來でございませぬが、九百七
十四件にもなつておるのでございませ
ぬが、これは保護団体がなくなりまし
て、そうしてこの親護所もなくなりまし
るにないという上りな点から自然にこ
れを個人委託として試験観察にされる
のだと思つておられますが、この点は委
託費その他の関係も如何なものかと思
つておられます。事情はどんなもので
ございませぬか。
○政府委員(農務三郎君) 少年法二十
五條の試験観察というものは、家庭裁判
所が事件を受理いたしました審理をす
る調査の期間内、どういふ子供である
か、保護処分をする必要があるかどう
か、どういふ処分をしたらいいかとい
うことを自分だけで決し兼ねて適当な
人に或る期間これを預けて、そうして

少年の実情をよく見、又家庭環境等も
調べる。こういふためのものでござ
いまして、これについて親護所の代用
する、或いは決定後の執行までその面
でやるという上りなことがございませ
ぬか、法律の趣旨に反することと思
つておられますので、家庭裁判所にも
その点注意いたして置きます。ただ現在
東京におきましては、非常に特殊事情
でございまして、親護所が全廢いたし
まして、而も一日に警視廳から檢察廳
を経由して身柄付という少年が三十
人、四十人來るといふ上りな事情で
ございませぬが、多少法律の本當の意
からは曲げた運営をされておるので
あります。これは法務廳といたしま
しても、親護所がない、設けておらな
いという点がございませぬので、將來は
法律の本當の精神通りに運用して貰
うようにいたしたいと思つておられ
ます。
○宮城タマヨ君 委託費はどうい
うことになつておられますか。
○政府委員(農務三郎君) 最近家庭局
の方から聞いたところでは一日七十円
ということに決つたということであ
ります。
○宮城タマヨ君 それでどういふ非常
に變則と傾しますか、少年のために
いいか悪いか疑われるようなことにな
りますかと思つておられますか、あ
んなにしてやめになつたけれども、少年
保護團體をもう一遍作るという上り
なことはどんなものでございませぬ
か、本當の少年の保護という点から見
て、御当局は如何にお考えでござい
ませぬか。
○政府委員(農務三郎君) 少年の保護
團體を廢止しました経緯については十
分御承知のことであるが、関係

方面の関係等も十分に考慮して、元の
少年保護團體の一面極めて惜しまれる
べき施設も相當であると私は考えてお
るのでありますので、これを將來、この
人達が數十年本當に天職と心得てや
つて來られた経験なり、知識なり或
は又施設なり、それを十分に活用す
るとは極めて賢明な方法であると思
つておられます。かような方法で今後努力
して行きたいと思つておられます。
○宮城タマヨ君 今度は少年法につ
いてお伺いしたいのでございませぬ
が、犯罪者予防更生法では、第二條に「青
少年」とは、十四歳以上で二十三歳に
満たない者」といふことが書いてござ
いませぬが、この少年法の三條に「十四歳
に満たないで刑罰法令に犯れる行為を
した少年」となつて、そこに年齢にお
いて區別する点がございませぬが、今度
問題になりますのは、地方少年保護委員
会で保護観察に付せられる場合にはこ
の十四歳未満の者はどういふことにな
りますのでございませぬか。
○政府委員(農務三郎君) 十四歳未満
の者は結局この犯罪者予防更生法の対
象にはならないわけでございます。従
いまして児童相談所、児童福祉施設と
かような方面に廻ることになると思
います。
○宮城タマヨ君 そうすると、十四歳
に満たない者で刑罰法令に犯れる行為
をしました少年は、結局もう一遍児童
福祉法による保護を受けるより外はな
いということになるのでございませ
ぬか。
○政府委員(農務三郎君) 先程私が
答へましたとき誤つてございまして、結
局十四歳未満は審判は家庭裁判所が
いたしますが、執行は全部福祉法関係

○審判タマヨ君 それから少年法の一番最後の第四十七條のところをどういふか、これはこの家庭裁判所は家庭の通告とそれから保護司の報告によつて審判に付すべき少年があると思われるときは事件について調査をしなけれ

○審判タマヨ君 そうすると、その公訴の時効の問題はどういうことになりまうか、どういふことになりまうか。

○委員(伊藤修君) 彼は、別に質疑はあります。御答弁を願つて置きます。

○委員(伊藤修君) 御答弁を願つて置きます。

して持ちまして、係属中は進行しないわけでございます。改正いたしました

犯という言葉を使いますが、もう一遍家庭裁判所に事件を起して来るという

委員(伊藤隆)では質疑は終局いたしました。多く問題もないようでご

調査研究の上、次の国会までに提出し御審議を煩わしたいと思つてゐるの

委員(伊藤隆)では質疑は終局いたしました。多く問題もないようでご

いたしました。直ちに討論に入ります。御意見のある方はお述べを願いたいと思

まして驚くべき、取すべきことである。と我々考へるのであります。もとより

案いたしましたことも亦その職能の一つであるのであります。三年間も歴代

新憲法によりまして、第二十一條「集會、結社及び言論、出版その他一切の

規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一

○松井雄夫君 質問を通じて、大體各委員の政府に対して意図せられて

占領目的を害するような行為はこれを処罰することができるとござります

の政府が何もしなかつたのが遺憾ではないかという事は、とりもなおさず

は、これを侵してはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。こ

に大きな効果があつたのであります。その効果とは今までの出版法及び新聞紙法

即ち出版、新聞紙関係を律する法律の重大性に考へまして、これを無法律状

の目的を害するといふような法三章式のよりなものをやつておりましたもの

に當りましては、とにもかくにもこれに代るべき立派な法律が近い將來に誕

を唱へる人があれによつて如何に迫害を受けたか。こゝういふ点を十分に觀察

おれば、我々は新憲法を護る擁護者として慎重であることをごに申上げ

領軍の命令によりまして、出版法及び新聞紙法といふものが廃止されるべき

のふたつは、もとよりその然るべき理由があるのであります。さきに各委員より指摘されましたこと

に果されんことをここに願うと共に、又我々もその代るべき立派な法律を作

紙法、出版法に代るべきその代案というものは、輕々にできないと言われたの

版に關係してござりまして、新聞紙法の保証金という制度のごときは、実に我

紙、ラジオ等の關係で公安に害するよふなものを取締るべき法規を制定する

ものがあつたのであります。もとよりその後種々の意見が出てきて、聊か解

代案というものを非常に重視してござります。それは若しこの出版法及び新聞

重の上にも慎重を重ねられんことを望むものであります。そも、これは本

は、著作者と如何にかいふことは、今から五十年の昔を顧みれば実に傾倒な

力に差を以て、進駐軍の権力の差動を弁々として待つておるとい

す。立法府におきましても勿論この法律を議決いたしました、國家の意思表

示とするといふこと以外にこれを並

法及び新聞紙法といふのは思想を表現する方法に止まらないのでありまし

た。それから出版の方に移しまして

附加して貰いたい。

これが一休果して人権擁護に違つておるかどうか、これは前々回の議會

席を求めて御答弁願いたい。今日は人権擁護局の人ですか。

事柄があらりましたけれども、これは新憲法に照らしますと非常に不十分

無罪の裁判のために不利益を與えてはいけませんので、新憲法施行後の無罪

の言渡しを受けたものに対しては、この法律を適用して適用させることにいたしました。旧刑事補償法におきまして、補償を受けたものも改めてこれに補償の請求ができるというようなことにいたしました。極力その経過的な不都合は避けるような案に今進しております。以上そんなふうになつておりますから、御報告申し上げます。

○鬼丸義賢 刑事補償法の早急に改正のことにつきましては、これまで法務總裁からもしばしばこの國會において返答を受けておつたのであります。只今政府委員の御説明によりますと、今後若し改正されたならば、遡及して、結局被害者に迷惑をかけないようにすることになるだろうとこういってお話でありましたが、私共の刑事補償法の狙いとして、現実の被害者に対する賠償ということよりも、むしろその制度自体によつて人権の擁護をしたいと思いますと思つております。現実に被害者である人について賠償するというよりも、その制度が布かれれば、それによつて人権の侵害がないことになることを私共も法の目的としなければならぬと、それで金額の高によつてというふうな問題に對しましては、現実に被害者が、そうした無罪の審判を受けましたものがあつた被害者の賠償というよりも、私共はその法律自体の趣意として存する威力による人権の擁護を私共の狙いとした。その趣意からいまして、何よりも先んじて私はこの法案というものは出して貰わなければならぬと思つて、殊に今度の國會の会期は短いとか、長いとかいってお話がありましたが、このことはすでに國家賠償法でしたか、何かありましたか、私共も人権擁護というものはできないのでは

ないか。ということと同じ官廳内にあるので、その官廳内の人によつて人権を犯されておるといふことについての調査並びにその善後処置等につきましては大変いよいよ同廳内におけるもの失敗を摘発する上よりなうのことにあります。そういうことについては、批判に乘つておるに聞いておられます。この点について、何らかは本當に名実共に一般國民も安心して人権擁護の全きを期せらるべき機關であり、制度であるといふことを信ぜしむるに足るべき、今日の制度以上の一段の法なきやといふ点をこの際伺つておきたい。

○鬼丸義賢 新憲法下におきまして、人権の擁護については最も重く用いられておるのであります。従つてこれに對する新しい機構、又制度というものが確立されますことは當然のことであるが、私の聞き及んでおります、極めてこれは管見であり、するけれども、範圍におきましては、擁護はできておつても、法務廳内に擁護局というものがあつても、本當の人権擁護というものはできないのでは

○鬼丸義賢 それは擁護局の今までの活動分野を……

○鬼丸義賢 新憲法下におきまして、人権の擁護については最も重く用いられておるのであります。従つてこれに對する新しい機構、又制度というものが確立されますことは當然のことであるが、私の聞き及んでおります、極めてこれは管見であり、するけれども、範圍におきましては、擁護はできておつても、法務廳内に擁護局というものがあつても、本當の人権擁護というものはできないのでは

ための付託は四月二十六日)

一、檢察廳法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十五日)

一、出版法及び新聞紙法を廃止する法律案(予備審査のための付託は四月二十二日)

一、民法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十五日)

一、少年院法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十一日)

一、少年法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十一日)

一、認知の訴の特例に関する法律案(案)(予備審査のための付託は五月二日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、裁判所職員に定員に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員の定員に関する法律(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中 「判事 專任九百五十七人 簡易裁判所判事 專任六百九十五人」を

「判事 專任千六百八十八人 簡易裁判所判事 專任七百二十八人」に改める。

第三條中 「二十人」を「二十二人」に改める。

第四條中 「專任千三百三十九人 專任五千五百八十四人 專任八百四十四人 專任二千六百九十九人」を

「專任千六百八十八人 專任五千五百八十四人 專任八百四十四人 專任二千六百九十九人」に改める。

第四條の次に次の二條を加える。

第四條之二 裁判所書記官の員数は、左の通りとする。

專任三人 一級 專任五百九十人 二級 專任千五百四十六人 三級 第四條之三 裁判所書記官補の員数は、左の通りとする。

と読み替えるものとする。

3 第四條の改正規定中「專任八百十四人 二級」とあるのは、裁判所法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して三十日を経過する日までは「專任千三百四十七人 二級」と、その翌日から昭和二十四年九月三十日まででは「專任八百十九人 二級」と読み替えるものとする。

4 第四條の改正規定中「專任二千六百九十九人 三級」とあるのは、裁判所法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して三十日を経過する日までは「專任五千五百五十八人 三級」と、その翌日から昭和二十四年六月三十日まででは「專任二千五百八十一人 三級」と、同年七月一日から同年九月三十日まででは「專任二千六百三十六人 三級」と読み替えるものとする。

5 第四條の二中「專任五百九十人 二級」とあるのは、昭和二十四年六月三十日までは「專任四百九十四人 二級」と読みかえるものとする。

6 第四條の二中「專任千五百四十六人 三級」とあるのは、昭和二十四年六月三十日までは、「專任九百五十九人 三級」と読み替えるものとする。

7 裁判所書記官補は、当分の間、第四條の三に定める員数を越えて任命することができる。この場合において、裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数は、第四條の二及び第四條の三に定める裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員

数を越えてはならない。

同日本委員会に左の事件を付託された。

一、栃木縣小山町に簡易裁判所及び檢察廳設置の請願(第九百八十八号)

一、福島市の東北少年院に関する請願(第九百八十八号)

一、東京都府中町の少年保護院設置計画変更に関する請願(第九百八十八号)

一、きょう正保護事業費全額国庫補助等に関する陳情(第九百八十二号)

一、長野縣赤穂町に簡易裁判所設置の陳情(第九百八十五号)

一、釧路司法事務局大樹出張所存置及び昇格に関する陳情(第九百九十二号)

第九百八十八号 昭和二十四年四月三十日受理

栃木縣小山町に簡易裁判所及び檢察廳設置の請願

請願者 栃木縣下都賀郡小山町 長 高崎秀雄外五十四名

紹介議員 大島定吉君 植竹春彦君

小山町を中心とする栃木縣下都賀郡一帯は、大小工場及び各種官公署が多数存在し、栃木縣下の重要な地位を占めているが、一市三町四村の廣大な地域を包容する当地に簡易裁判所並びに檢察廳がないため、司法事務に経済的負担が極めて不便であるから、司法事務の迅速なる処理のため、当地の産業、経済、文化の中心地で、且つ交通の利便に恵まれている小山町

に簡易裁判所及び檢察廳を設置せられたいとの請願。

第九百八十八号 昭和二十四年五月二日受理

福島市の東北少年院に関する請願

請願者 福島市議會議長 松本 忠雄外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島市の中心地帯に位置する東北少年院は、その位置が不適当なばかりでなく、院舎その他の物的設備の不完全なため、昭和二十四年二月十六日夜の集團脱走をきっかけに、同年四月二十六日まで二箇月半の間に九回、延百二十三名の院児が、放火を伴う波状集團脱走を行い、その都度市民は火災、盜難の被害を被り極度の不安感に襲われ、連日連夜安眠を妨げられている現状であるから、民生安定のためすみやかに、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第九百八十八号 昭和二十四年五月四日受理

東京都府中町の少年保護院設置計画変更に関する請願

請願者 東京都北多摩郡府中町 財團法人明星高等学校 内 兒玉九十

紹介議員 藤井新一君

東京都府中町内の旧東海科學専門学校の敷地を法務廳が買収して、少年保護院を設置する由であるが、同地区は各種学校が密集して、同町の文教地区を形成しているため、少年保護院の設置は学校生徒に悪影響を與えることが予想されるから、右設置方針を変更せられたいとの請願。

第九百八十二号 昭和二十四年五月二日受理

1 この法律のうち、第一條及び第三條の改正規定は昭和二十四年七月

「判事補 專任九百九十九人 判事補 專任三百四十四人」

二及び第四條の三に定める裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員

当地方の産業、經濟、文化の中心地で、且つ交通の利便に恵まれている小山市

第三百八十二号 昭和二十四年五月 二日受理

きより正保護事業費全額國庫補助等に關する陳情

陳情者 愛媛縣松山市二(愛媛保護會館内) 愛媛司法保護委員會内 大野節

道義のたい廢及び經濟の不安定に伴う犯罪の凶悪化と激増は、全國民の社會生活を脅かしつつある。しかるに、現在地方に在るきより正保護機構は、經濟面とともに余りにも貧弱であり、特にその使命であるきより正保護事業運営の資金は、旧態依然として民間の助成に依存するような現狀では物質的、經濟的悪條件と機構の弱体のため、犯罪の追放絶滅は期し得ない実狀であるから全額國庫助成によるきより正保護機構の拡充強化を図りたいとの陳情。

第三百八十五号 昭和二十四年五月 二日受理

長野縣赤穂町に簡易裁判所設置の陳情 陳情者 長野縣上伊那郡赤穂町長 宮澤要二郎

終戦以來増加の一途にある各種悪質刑事事件の迅速適確な処理解決を図り、併せて國民生活の安全保護を期するため、全國各地に簡易裁判所が設置された。しかし、長野縣下においては、従来の区裁判所所在地の外に岡谷市、屋代町の二箇所を設置されたのみで、赤穂町附近区域は十二キロはなれた伊那郡簡易裁判所の管轄にあるため、極めて不便が多いから、当地方の中心地である赤穂町に簡易裁判所を設置せられたいとの陳情。

第三百九十二号 昭和二十四年五月 四日受理

釧路司法事務局大樹出張所存置及び昇格に關する陳情

陳情者 北海道廣尾郡大樹村長 高橋新市外八名

北海道廣尾郡大樹村には長い間司法事務局出張所の設置がなかつたので、村民は最寄の司法事務局出張所へ行くために、無駄な労力と経費を費していたのであるが、漸く昭和十八年に乙号出張所が設置されるに至つた。しかるに、行政簡素化と行政整理の断行により、司法事務局乙号出張所が廢止せられる由であるが、この措置は以前の不利不便を繰り返す結果となり、産業の進展を阻害するものである。又、当村は十勝國南部の中心にある大村であるが、現在の戸籍、供託事務等については、六十数キロ離れた釧路司法事務局市出張所に行くため、関係者の不利不便は少くないから、大樹出張所を存置せられ更に甲号出張所に昇格せられたいとの陳情。

五月十三日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、犯罪者予防更生法案(予備審査のための付託は四月二十六日)
- 一、犯罪者予防更生法施行法案(予備審査のための付託は四月二十六日)
- 一、裁判所職員定員に關する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十二日)

五月十四日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は四月二十三日)

- 一、司法試験法案
- 一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案

第五部 法務委員會會議第十四号 昭和二十四年五月十六日

三

昭和二十四年六月十三日印刷

昭和二十四年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第五部)

(三五八)